



新しい年を迎え、皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

2021年もさまざまなニュースが駆け巡り慌ただしい1年でした。新型コロナに振り回され、おうちでの暮らしの中にもいつもと違った環境下、得たものが沢山あったのではと推察いたします。

中でも、開催が危ぶまれた東京オリンピックはかつてない無観客での開催となりましたが、若いアスリートたちの活躍に心に深く感動し、勇気、元気をもらいコロナ禍での明るいニュースは終生忘れ得ぬ思い出となりました。

今年も厳しい年になりそうですが、みんなで力を合わせ、助け合って地に足を踏んで少しでも前進していく1年にしようではありませんか。きっと明るい未来が展げてくることと信じて…。本年もよろしくお願い申し上げます。

社会保険 パート社員の加入要件拡大

令和2年6月に年金制度改正法が公布され、令和4年10月から従業員数101人以上の会社は、社会保険の被保険者の要件が拡大されます。令和6年10月には従業員数51人以上が対象となります。

パート社員（短時間労働者）が、以下の4つの基準をすべて満たした場合、社会保険に加入することになります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 雇用期間が1年以上見込まれる
- ③ 月の給与が88,000円以上
- ④ 学生ではない

対象	要件	平成28年10月～ (現行)	令和4年10月～	令和6年10月～
事業所	規模	常時501人以上	常時101人以上	常時51人以上
短時間 労働者	労働時間	週20時間以上	週20時間以上	週20時間以上
	賃金	88,000円以上/月	88,000円以上/月	88,000円以上/月
	勤務期間	継続1年以上見込み	継続2ヶ月を超える 見込み	継続2ヶ月を超える 見込み

基準になる従業員数（101人または51人）は、適用拡大される前の通常の被保険者の人数（それ以外の短時間労働者を含まない）で、月ごとに従業員数をカウントし、直近12ヶ月のうち6ヶ月で基準を上回ったら適用対象となります。一度適用対象となった場合、対象外の手続きをしなければ従業員数が基準を下回っても引き続き適用対象となります。

例えば、パートの妻が夫の社会保険の扶養の範囲内で働く場合、これまでは年間130万円（月108,000円）が目安でした。令和4年10月からは妻が勤務している会社の規模により、年間106万円（月88,000円）で扶養から外れ、妻本人が被保険者となり社会保険料の支払いが発生します。



マイナンバーカード × 健康保険証

マイナンバーカードの健康保険証利用が令和3年10月から始まっています。

マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報・医療費を見ることができ、さらに確定申告の医療費控除がマイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することで可能になります。また、就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使えるメリットも…。

今後は健康保険証の利用登録を行った場合 7,500 円相当のマイナポイント付与が実施予定です。

- 【利用について】
- ①マイナンバーカードの交付申請（スマホ等から申請後約1ヶ月で交付）
 - ②PC・スマホアプリかセブン銀行ATMで登録利用開始手続き
 - ③右記ステッカーがある医療機関で利用可能
(現在全国 20,905 か所で可能。うち、浜松市は92か所)



健康保険 傷病手当金 支給期間の通算(令和4年1月施行)

傷病手当金は、被保険者が**業務外のケガや病気**で仕事を休み、給与がもらえなかった期間に対し支給されます。連続して3日間休んだ後の、4日目以降の休んだ日が支給対象です。

$\text{<1日あたりの金額} = \text{支給開始日以前12カ月の標準報酬月額} \div 30 \text{日} \times 2/3 \text{>}$

★改正のポイント★

これまで同じケガや病気での支給期間は支給開始日から1年6か経過するまでであり、途中仕事に復帰した期間も含めて数えられましたが、改正後は支給開始日から通算して1年6か月に達するまでが対象となり、復帰期間は除外して数えられるようになります。

この制度が適用されるのは、令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金です。

(支給開始日が令和2年7月1日以前の場合、改正前の制度が適用)

現行の傷病手当金の支給期間

療養期間			療養期間			療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	欠勤	欠勤
待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給	不支給	不支給	不支給

※支給開始日から起算して1年6か経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

療養期間			療養期間			療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	欠勤	欠勤
待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給	不支給	支給	支給

※支給開始日から通算して1年6か月まで支給

工作中・通勤中のケガや傷病に健康保険は使えません！会社を通じて必ず労災保険の請求をしてください。療養の給付や休業補償についても労災の方が上回っているのが有利です。

健康保険 任意継続被保険者制度の見直し(令和4年1月施行)

任意継続制度とは、健康保険に2カ月以上加入していた被保険者が退職や就労時間の減少等で資格を喪失した場合に、資格喪失日から20日以内に申請をすれば、同じ健康保険に引き続き2年間加入できる制度です。保険料は資格喪失時の標準報酬月額をもとに決定し、会社と折半ではなく被保険者が全額負担する必要があります。

★改正のポイント★

これまでは任意継続制度で加入後2年間は、再就職で被保険者となる場合等を除き本人の希望による脱退はできませんでしたが、改正後は2年以内でも申請を行えば、受理された日の翌月1日より途中脱退が可能となります。